

令和 7 年度 第 1 回 南丹市入札監視委員会 議事概要

開催日時及び場所	令和 7 年 6 月 2 3 日（月）午後 1 時 1 0 分～午後 2 時 3 0 分 南丹市役所 3 号庁舎 2 階 第 4 会議室		
出席委員氏名	委員長 西片 聡哉（京都先端科学大学経済経営学部教授） 委員 小林 全弘（学識経験者（前南丹市公平委員会委員長）） 委員 畑中 宏夫（畑中法律事務所弁護士） 委員 城戸 貴子（南丹市教育委員会委員） 委員 湯浅 睦子（学識経験者）		
審議対象期間	令和 6 年 1 0 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日		
抽出案件	総件数 4 1 件	（備考） 予定価格 2 5 0 万円以上の建設工事	
一般競争入札	3 0 件		
総合評価入札	0 件		
通常指名競争入札	1 件		
随意契約	1 0 件		
委員からの意見・質問とそれに対する回答等	・ 令和 7 年度（下半期）の入札・契約の実施状況について 意見・質問は特になし ・ 入札及び契約手続きの運用状況等について 意見・質問は特になし ・ 抽出工事に関する審議について 意見・質問及び回答は別紙のとおり （１）一般競争入札抽出工事 6 総総工第 2 号 令和 6 年度（債務負担） 南丹市 2 号庁舎耐震改修工事 （２）通常型指名競争入札抽出工事 6 総危工第 7 号 令和 6 年度 南丹市八木防災センタートイレ改修工事 （３）随意契約抽出工事 6 教社工第 9 号 令和 5 年度（繰越） 石田家住宅耐震補強工事		

別紙

・令和6年度（下半期）の入札・契約の実施状況について	
意見・質問	回答等
○特に意見なし。	—
・入札及び契約手続きの運用状況等について	
意見・質問	回答等
○特に意見なし。	—
・抽出工事に関する審議について (1) 一般競争入札 6 総総工第2号 令和6年度（債務負担） 南丹市2号庁舎耐震改修工事	
意見・質問	回答等
○前回工事も含め、くじ抽選によるものが全体を通して多いと感じるが、再度説明を求める。	今回の工事を含め、全体を通して同額によるくじ抽選となっている状況につきましては、受注機会を得ようと低入札調査制度の基準価格を想定し、各社積算ソフトも用いて対応されています。積算に伴うソフトの開発が進み、積算スキルの向上と何より入札の透明性を確保するために行っております金入設計書の情報公開が影響しているものと考えております。
○中央庁舎・1号庁舎・2号庁舎を落札した企業体の代表者がすべて同一の業者であった。抽選での結果であることは理解できるが、多くの企業が参加できるような手立ては必要ではないか。	「建築一式工事」については、入札制限を行っておりません。多くの地元企業に参加をいただき、応札額が同額となったため、電子くじによる抽選となり、結果、同一の代表者となったことについては、競争性の確保と公正・公平なくじ結果によるものであり、適切な入札が執行できたものと考えております。しかしながら、多くの企業が受注機会が得られるような制度については、競争性を確保したうえで、今後、検討してまいりたいと考えております。
・抽出工事に関する審議について (2) 通常型指名競争入札 6 総危工第7号 令和6年度 南丹市八木防災センタートイレ改修工事	
意見・質問	回答等
○指名業者を選出した理由として、地域性と競争性を確保したとのことですが、具体的な説明を求めます。	「建築一式工事」の発注につきましては、1千万円基準として、以上を一般競争入札、未満を指名競争入札としています。今回、指名した業者につきましては、地域事情に精通

	し、円滑な施工が期待できるものと考え地域性を考慮し、施工場所である南丹市八木町に本店をかまえる「建築一式工事」の格付け等級Ⅲ等級・四等級の業者を選定いたしました。指名業者数については、契約規則にもありますが、競争性を確保するため５社以上を指名することとされております。今回、地域性と競争性及び格付け等級から７社を選出いたしました。
・抽出工事に関する審議について （３）随意契約 ６教社工第９号 令和５年度（繰越） 石田家住宅耐震補強工事	
意見・質問	
○見積結果を見ると、全社が予定価格の５０％未満となっている。予定価格と応札額との差が大きく、金額の妥当性も含め、どのようなことが考えられるのか。	積算を行うにあたり、物価資料をはじめ、参考見積による実勢価格を採用しております。今回工事の材料については、比較的容易に調達できる材料となっており、日常においても取引が行われていることの優位性が働いたものと考えられます。また、これまでの修繕経験と専門的知識により、工程が掴みやすく、工期短縮も図れるとの見込みから経費を抑えることが可能と判断されたことも要因のひとつではないかと考えております。
○見積指名業者の選定は、担当部署が行ったのか。	発注する担当部署において、過去の経過も含めて、市内登録業者の中から選出しておりますが、監理課とも指名業者選出に係る協議は行っております。